「外国人雇用状況」の届出状況まとめ(本文) (平成 28 年 10 月末現在)

I. 趣旨

外国人雇用状況の届出状況は、雇用対策法に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善 や再就職支援を目的とし、すべての事業所に外国人労働者の雇い入れ・離職時に、氏名、 在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣(ハローワーク)へ届け出ることを義務 付けている。

届出の対象は、事業主に雇用される外国人労働者である。なお、数値は平成 28 年 10 月末時点で事業主から提出のあった届出件数を集計したもので、外国人労働者全数とは必ずしも一致しない。

今般、平成28年10月末現在の届出状況を取りまとめたので公表するものである。

II. 届出状況のまとめ

1. 外国人労働者を雇用している事業所及び外国人労働者の状況

(1) 平成 28 年 10 月末現在、宮城県内で外国人労働者を雇用している事業所数は 1,372 か所であり、外国人労働者数は 7,804人であった。これは平成 27 年 10 月末現在の 1,209 か所、6,355人に対し、163 か所(13.5%)の増加、1,449人(22.8%)の増加となった。外国人を雇用している事業所数及び外国人労働者数ともに、平成 19 年度に届出が義務化されて以来過去最高の数値を更新した。

【別表 2、参考表】

外国人労働者数が増加した要因として、留学生の受入れが進んでいることに伴う留学生の「資格外活動」の増加や「技能実習」、「専門的・技術的分野」の在留資格の外国人が増加していることが挙げられる。

また、雇用情勢の改善が着実に進んでいることから、「永住者」や「日本人の配偶者」など就労に制限のない「身分に基づく在留資格」の外国人労働者も増加していることが考えられる。

(2) このうち、労働者派遣・請負事業を行っている事業所は 84 か所、当該事業所で就 労する外国人労働者は 1,227 人であり、それぞれ事業所全体の 6.1%、外国人労働者全 体の 15.7%を占めている。

これは、平成 27 年 10 月末現在の 79 か所、1,115 人に対し、それぞれ 5 か所(6.3%)の増加、112 人(10.0%)の増加となっている、【別表 2、参考表】

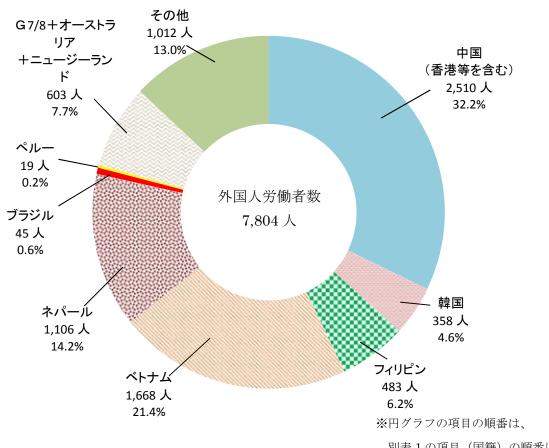
2. 外国人労働者の属性

(1) 国籍別にみると、中国が最も多く 2,510 人で、外国人労働者全体の 32.2%を占める。 次いで、ベトナム 1,668 人(同 21.4%)、ネパール 1,106 人(同 14.2%)、フィリピン 483 人(同 6.2%)の順となっている。

特に、ベトナムについては対前年比で582人(53.6%)増加し、また、ネパールに ついても、同236人(27.1%)と増加している。

【図1、別表1、参考表】

図1 国籍別外国人労働者の割合



別表1の項目(国籍)の順番に対応

(2) 在留資格別にみると、「資格外活動(留学)」を含む「資格外活動」が外国人労働者 全体の 33.5%を占め、次いで技能実習生の「技能実習」が同 28.6%、「身分に基づく 在留資格 1」が 20.2%、「専門的・技術的分野の在留資格 2」が同 17.2%となっている。

^{1 「}身分に基づく在留資格」には、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が 該当する。

^{2 「}専門的・技術的分野の在留資格」には、「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職 1 号・2 号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「興 業」、「技能」が該当する。

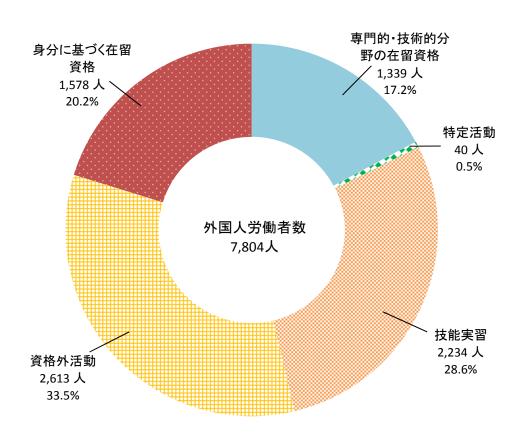
「資格外活動(留学)」を含む「資格外活動」は 2,613 人と前年同期比で 307 人(13.3%) 増加している。

「技能実習」の外国人労働者は 2,234 人と前年同月比で 642 人(40.3%) 増加、「身分に基づく在留資格」の外国人労働者は 1,578 人と前年同月比で 202 人(14.7%) 増加している。

「専門的・技術的分野の在留資格」の外国人労働者は 1,339 人と前年同月比で 282 人 (26.7%) 増加している。

【図2、別表1、参考表】

図2 在留資格別外国人労働者の割合



※円グラフの項目の順番は、

別表1の項目(在留資格)の順番に対応

(3) 国籍別・在留資格別にみると、中国は「技能実習」が 35.0%、「身分に基づく在留 資格」が 23.5%、「資格外活動(留学)」が 20.7%、「専門的・技術分野の在留資格」 が 17.4%となっている。

フィリピン、ブラジル及びペルーは「身分に基づく在留資格」が多く、それぞれ 78.5%、86.7%、78.9%を占めている。なお、フィリピン、ブラジル及びペルーの「身分に基づく在留資格」の内訳では「永住者」の割合が最も高く、国籍別の外国人労働者に占める「永住者」の割合は、フィリピン国籍者が 56.9%、ブラジル国籍者が 53.3%、

ペルー国籍者が57.9%となっている。

ベトナムは「技能実習」が 51.4%、次いで「資格外活動(留学)」が 41.8%となっている。ネパールは、「資格外活動(留学)」が 91.0%となっている。

韓国は、「身分に基づく在留資格」が 50.0%、次いで「専門的・技術的分野の在留 資格」が 35.2%となっている。

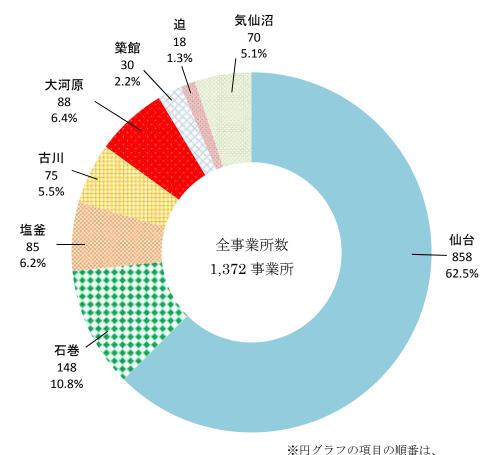
G 7/8 等 ³ は、「専門的・技術的分野の在留資格」が 65.7%、次いで「身分に基づく在留資格」が 30.7%となっている。

【別表 1】

3. 地域別・産業別・事業所規模別にみた外国人雇用事業所の特性

(1) 地域別にみると、仙台所が 62.5%を占め、次いで石巻所 10.8%、大河原所 6.4%、 塩釜所 6.2%となっている。【図 3、別表 2】





別表2の項目(安定所)の順番に対応

3 G7/8 等は、イギリス、アメリカ、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、ロシア、オーストラリア、 ニュージーランドを表す。 (2) 産業別にみると、「製造業」が 23.0%を占め、次いで「卸売、小売業」が 15.5%、「宿泊業、飲食サービス業」が 14.7%、「サービス業 (他に分類されないもの) 4」が 8.0%となっている。【図 4、別表 4、参考表】

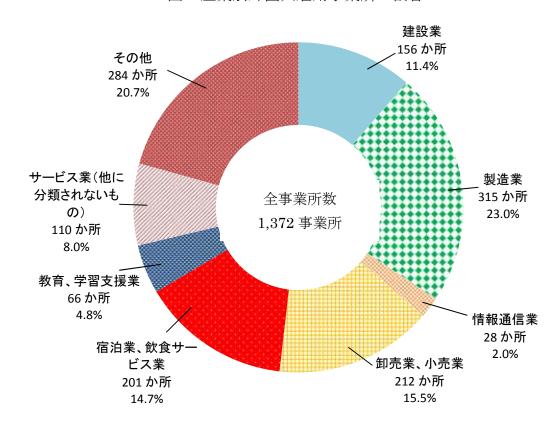


図4産業別外国人雇用事業所の割合

※円グラフの項目の順番は、 別表4の項目(産業)の順番に対応

^{4 「}サービス業 (他に分類されないもの)」には、労働者派遣業、ビルメンテナンス業などが含まれる。

(3) 事業所規模別にみると、「30人未満」規模の事業所が最も多く、事業所全体の51.1% を占める。

事業所数はどの規模においても増加しており、特に、「500人以上」規模の事業所で は、前年同期比で18.2%の増加であり、最も大きな増加率となっている。【図5、別表 8、参考表】

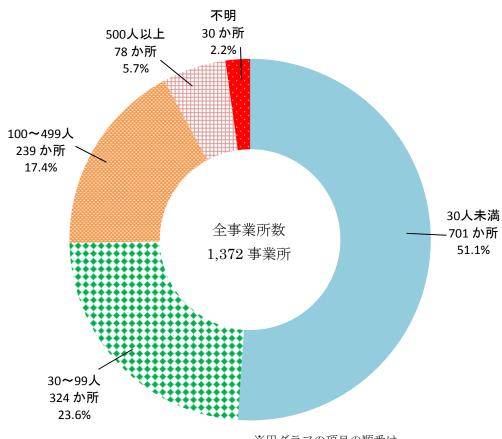


図 5 事業所規模別外国人雇用事業所の割合

※円グラフの項目の順番は、

別表8の項目(事業所規模別)の順番に対応

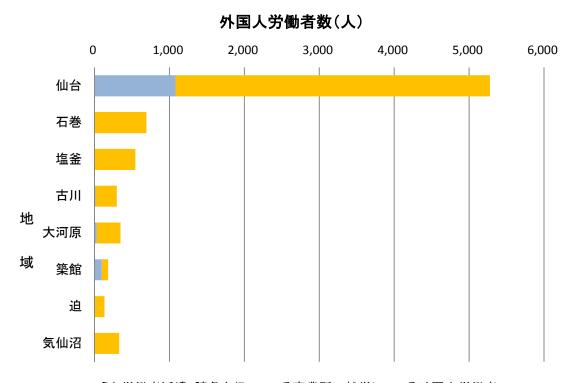
4. 地域別・産業別・事業所規模別にみた外国人労働者の就労状況

(1) 地域別にみると、仙台所が 67.6%を占め、次いで石巻所 8.9%、塩釜所 7.0%となっている。

また、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者の割合をみると、築館所が53.0%、仙台所が20.5%となっている。

【図 6、別表 2】

図 6 地域別外国人労働者数



■うち労働者派遣・請負を行っている事業所に就労している外国人労働者

(2) 地域別・在留資格別にみると、当該地域内の外国人労働者のうち「専門的・技術的分野の在留資格」の割合が最も高いのが古川所 25.3%、次いで仙台所 20.8%、大河原所 16.5%、「技能実習」の割合が高いのは石巻所 84.1%、気仙沼所 70.5%、築館所 66.7%、塩釜所 65.4%となっている。「資格外活動」の割合が高いのは仙台所 47.3%、塩釜所 12.3%、大河原所 9.8%、「身分に基づく在留資格」の割合害が高いのは、大河原所 31.2%、気仙沼所 24.3%、追所 23.3%となっている。

【別表 3】

(3) 産業別にみると、「製造業」が 37.4%を占め、次いで「教育、学習支援業」が 11.8%、「卸売業、小売業」が 9.5%、「宿泊業、飲食サービス業」が 9.5%、「サービス業 (他 に分類されないもの)」が 8.7%となっている。

【図 7-1、別表 4】

産業別に、労働者派遣・請負業を行っている事業所に就労している外国人労働者の傾向をみると、「製造業」では、同産業の外国人労働者全体の22.3%にあたる650人、労働者派遣業を含む「サービス業(他に分類されないもの)」では、同44.3%に当たる301人となっている。

【図 7-2、別表 4】

「製造業」の中でも、「食料品製造業」において労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者の割合が高く、27.1%(625人)となっている。【別表4】

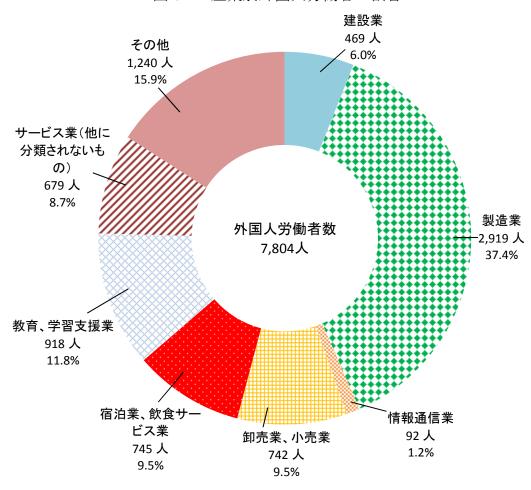
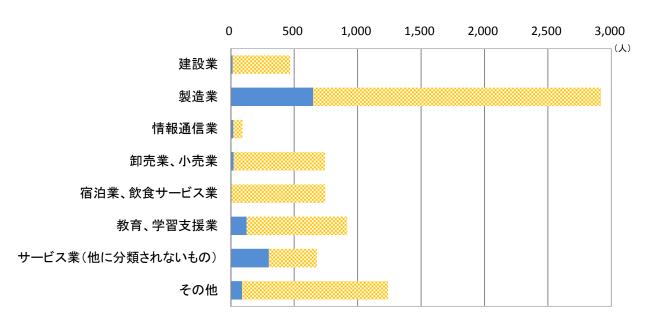


図 7-1 産業別外国人労働者の割合

図 7-2 労働者派遣・請負事業を行っている事業所に 就労している外国人労働者の産業別状況



■うち労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者

(4) 地域別・産業別にみると、全体的に「製造業」に従事する外国人労働者が多いが、特に塩釜所はその割合が高く、8割を超えている。仙台所は「製造業」「教育、学習支援業」「宿泊業、飲食サービス業」の割合が高く、それぞれ21.3%、17.1%、13.3%となっている。【別表5】

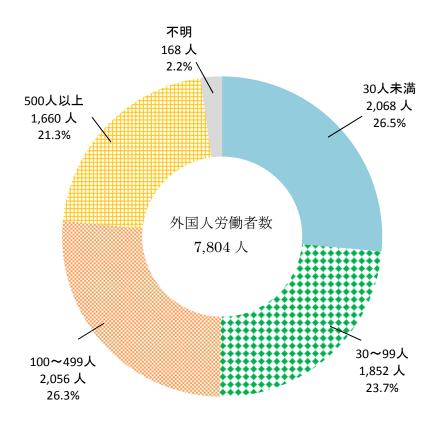
また、在留資格別・産業別にみると、「専門的・技術的在留資格」については、「教育、学習支援業」が31.3%、「製造業」が14.9%となっている。「技能実習」については、「製造業」が67.2%を占めている。「身分に基づく在留資格」については、「製造業」が27.6%、「サービス業(他に分類されないもの)」が14.6%となっている。【別表6】さらに、国籍別・産業別にみると、ネパール、フィリピン、ペルー、中国、ベトナム、ブラジルについては、「製造業」がそれぞれ54.5%、46.6%、42.1%、38.3%、39.3%、35.6%と最も高い割合を占める。韓国及びG7/8等については、「教育、学習支援業」がそれぞれ24.3%、58.2%と最も高い割合を占めている。国籍別に労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者の構成比をみると、ネパールの構成比が高く、41.5%を占めている。【別表7】

(5) 事業所別にみると、「30人未満事業所」が最も多く、外国人労働者全体の 26.5%を 占めている。

外国人労働者数はどの規模においても増加しており、特に、500 人以上の大規模事業所では前年同期比で33.7%増加であり、最も大きな増加率となっている。

【図8、別表8】

図8 事業所規模別外国人労働者数



※円グラフの項目の順番は、

別表8の項目(事業所規模別)の順番に対応